

環境省政策体系及び目標

注)関連する事務事業は、基本的にはここに記載するとおりとするが、政策評価を効果的に行うため、実施する過程において必要に応じ改定を行えるものとする。

各種施策を統合する基盤及び各主体の参加に係る施策

基本施策 - 9 環境保健対策

- 9 -(1) (1)公害健康被害対策(補償・予防)

(目標) 公害に係る健康被害について、迅速かつ公正な救済及び予防を図る。

(下位目標)

1. 「公害健康被害の補償等に関する法律」(公健法)に基づき、認定患者への公正な補償給付等の実施を確保する。
2. 公健法による健康被害予防事業の推進に加え、地域人口集団の健康状態と環境汚染との関係について継続的な監視及び調査研究を行う。また、局地的大気汚染の健康影響に関する調査研究を推進する。

(事務事業)

- ア. 公害健康被害の補償
- イ. 公害健康被害の予防

- 9 -(2) (2)水俣病対策

(目標) 水俣病総合対策について、平成7年の閣議了解等に基づき確実に実行する。また、水俣病に関する国際協力及び総合的研究について、着実に進める。

(下位目標)

1. 平成7年の水俣病問題解決に当たっての閣議了解等を踏まえ、水俣病総合対策、地域再生・振興などを着実に実行する。
2. 水俣病の経験を国内外に情報発信し、世界各地で顕在化している水銀汚染問題について、我が国の経験と技術を活かした国際協力を進める。

(事務事業)

- ア. 水俣病対策

- 9 -(3) (3)環境保健に関する調査研究の推進

(目標) 国民的な関心事となっている花粉症と大気汚染の関係、いわゆる化学物質過敏症、電磁波による健康影響等の諸問題について、調査研究を推進する。

(事務事業)

- ア. 環境保健に関する調査研究の推進